

令和 7 年 5 月 7 日

阿部善産業株式会社

代表取締役 古川 恒光 様

仙台市長 郡 和子



変更後の開発事業計画書についての市長の意見
(坪沼岩石採取事業)

令和 7 年 2 月 25 日付けで提出された変更後の開発事業計画書について、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 16 条第 1 項の規定に基づく意見を下記のとおり述べます。

なお、開発事業を進めるに際しては、国、県等が所管する法令等を確認し、遵守するとともに、別添資料 1 の留意事項・指示事項等を踏まえ、協議等を完了させて報告願います。

記

1. 市長の意見

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。